

大石猪十郎久敬著述



改正
補訂

地方凡例錄

見山樓藏版

改正補訂地方凡例錄卷之三目次

卷之三上

一檢見仕法之事

一取引檢見之事

卷之三下

一有毛檢見之事

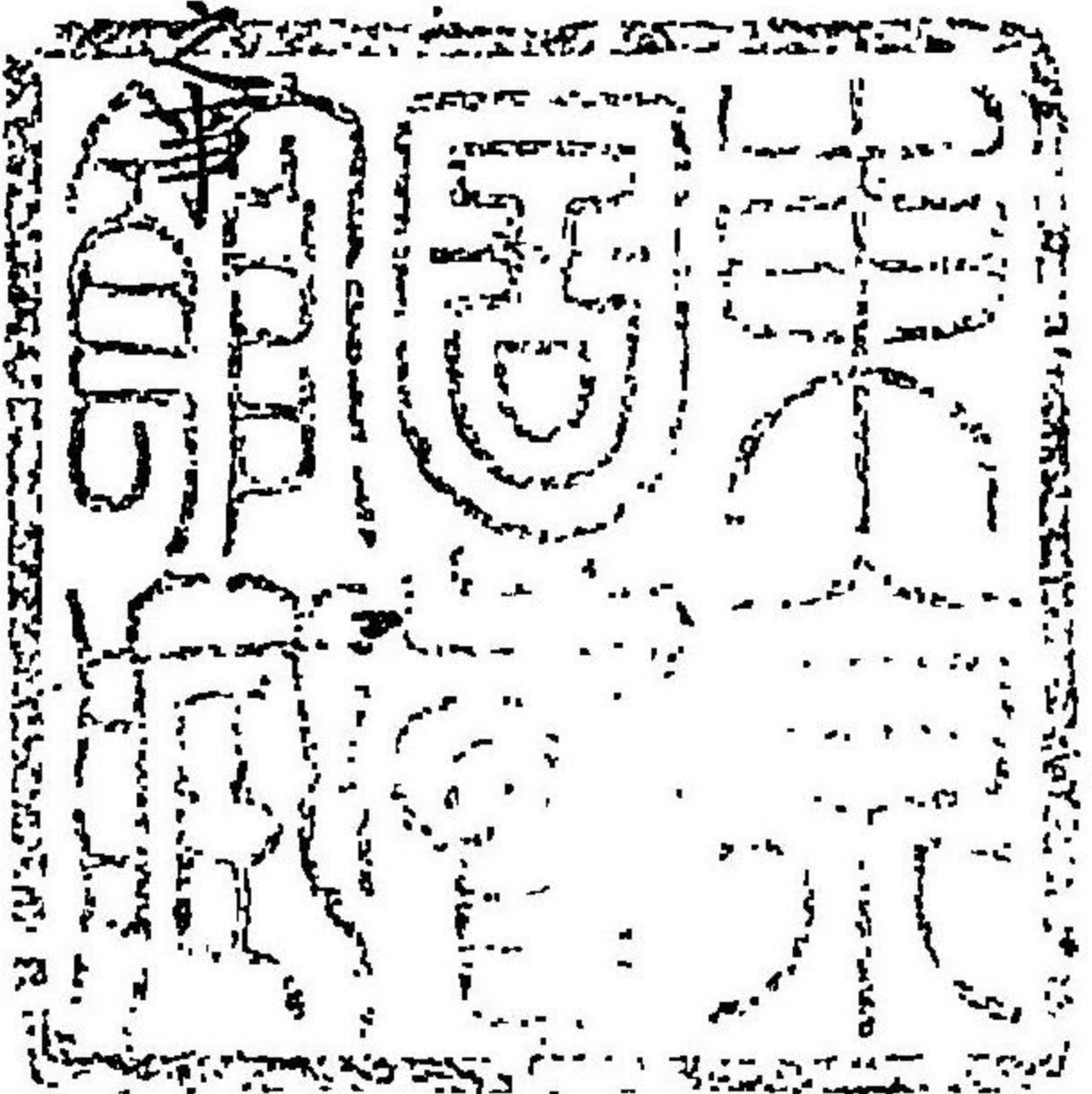
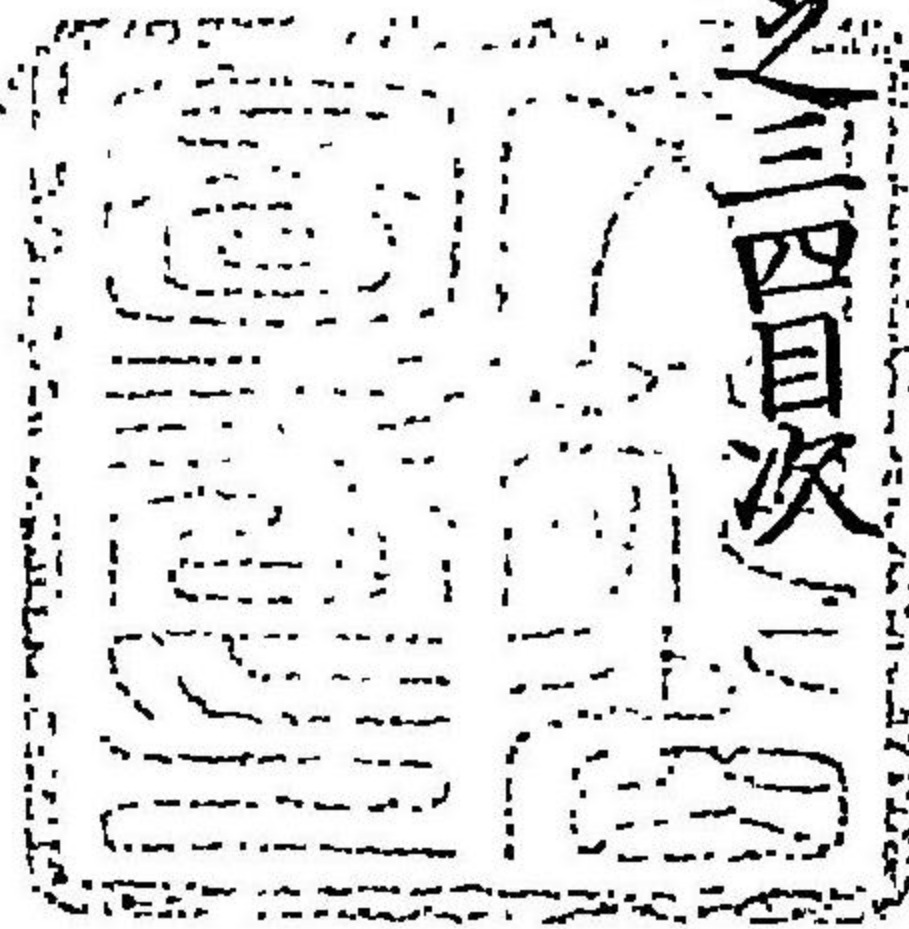
附色取檢見之事

一請免居檢見之事

一段免之事

一遠見檢見投檢見准合之事

一一々五檢見之事



改正補訂地方凡例錄卷之三目次

一 水綿檢見之事

附水綿 本朝へ渡りし濫觴之事

一 蠟檢見之事

一 五公五民之事

一 定免之事

一 荒地并起返之事

一 田畑取箇厘取反取之事

附免免之事

一 根取反取之事

一 虚厘実厘之事

卷之四上

一 寄附地之事

一 用地より上の田畑之事

一 闕所田地取上田地上り田地潰百姓上げ田地之事

一 譲田地之事

一 田地配分并遺状之事

一 越石之事

一 出作入作持添之事

一 質田地之事

附小拾帳之事 質金賣掛之事

一 一年季内質地請返度願之事

一 一年季明質地取捌之事

一年季と不限金平有合次第可請庚證文事

一年季過不請庚者ハ直ニ流地可致等文言書入證文之事

一字位名主加印宛所年号等ハ分定の外長年季證文之事

一二重質之事

一又質之事

一質地の年貢許リ金主差出諸役ハ地主勤ベキ證文之事

一質入地面半分直小作致シ質地面不殘諸役共地主ノ勤ル證文之事

一端書質地ヨリて文言の内可請庚儀年季ヨリ不符證文之事

一質地可請庚様吟味の上消方以後元金滞之の事

一質地年季定之事

一地主死後質地請返之事

一質地證文不帳ノ不合節之事

一質地年季内々消致シ年季明殘金滞ノ節之事

一朱印地寺社田畑屋敷等質入又々譲渡セシ節之事

一質入主身上潰き出入リ成ノ節之事

一質地借金等の儀付觸書之事

一小作之事

附直小作之事 別小作之事 永小作之事 名田小作

之事 家守小作之事 入小作之事

一永代賣之事

一田地永代賣買之事

一倍金質地之事

一年季賣本物返之事

一 頼納之事

附半頼納之事

一 殘地之事

一 切畝歩之事

一 書入田地之事

一 卸山請山之事

一 畑田成田畑成屋敷成之事

一 石間出石之事

一 新屋敷新宅取立之事

一 往還道立替之事

一 屋敷内新祠建立之事

一 新地建立引寺之事

一 地境川瀬附寄之事

卷之四下

一 古今租稅之事

一 夏成金發之事

一 三分一銀納十分一大豆銀納之事

附上方ノ関東より式割増之事

一 諸國石代直段之事

附買代之事

甲州雜穀直段之事

石代定書之事

一 関東石五斗代壹石或斗五升代發之事

- 一 相場書之事
- 一 一種代之事
- 一 甲州大切小切之事
- 一 諸國俵入之事
- 一 四物成三五分物成之事
- 一 本石計立之事
- 一 檢地仕方補闕耕地繪圖認方之事
- 一 郡縣封建附西洋各國政体之事
- 一 國号并郡名郷名之事
- 一 租税名目之事
- 一 日本國總石高之事

改正補訂地方凡例錄卷之三目次畢

改正補訂地方凡例錄卷之三上

高崎 大石久敬士 著述

一 檢見仕法之事

夫檢見と云々田方立毛見分の上坪筋と致し稻の豊凶は随ひ租税と極
 るて一とて容易ありざる業あり是より悉く誤りあるてよて立毛の善惡と
 見分る許りてハ檢見してハ多く毛見と云檢見と云ハ立毛の豊凶と
 見定るとハ云及ぶ代村柄の善惡民力の強弱其外諸事視察觀の三々
 以て取箇と極るふ付檢見と云視とハ目と以て見るてよて先づ立毛の
 豊凶村立家居の善惡田畑及別の多少田地繩延う繩誥りうの廣陟勝手
 作等の有無と見る儀あり觀とハ心と以て見るてよて農業一式の村方

耕作の外助成よある稼の有無百姓働の精不精平日村役人の掛の虚
 実或は秣場河岸等の遠近養の自由不自由入用の考へ年貢納方又付費
 用の多少等中を心と用ひ巨細を觀見致を儀する察し理を以て見
 る儀にて夜令バ此村畑勝の村より田方少く田の年貢少く進でも畑の
 作徳多く痛きいふとあるは付稲作の出来方より宜しく取箇と付ても
 苦しうとある道理又を一向畑少き村方より外の作徳等も多ければ田
 の年貢と緩める等の勘辨するてハ村方行立を然きとれり余計は取るは
 又と勘辨の儀も他村の出来方と見比べるはりのは付隣村と格別
 不同りては百姓も承知致さるるあり此儀は限らば取箇の附方より
 付理と押て相考するてはりてはて檢見の仕方より依て困窮の村方の取箇
 儀も有り又ハ忽ち潰さる及ぶともあるは付其年の稲の出来方のも

泥み取箇と極る儀ハ甚だ不功者のてはり夜令當年の取箇強く年貢
 少く相増とも冬春は辛り夫食差又へ飢人等出来れば是非なく夫食
 賃等と致さるるに成難く其上年貢未進等より厳しく取立を成
 作取付等も出来差入潰さる百姓も出来切角取増ても実の増はあらず
 差引るとは却て不益もあるてはり當坐は取増せば檢見役人手柄の様
 に見ゆれば始終地頭の不益の基とあるあり又取箇と緩くしてハ眼
 前損失あるても人勘辨過るも宜しうて此処の用捨大に功者の入て
 あり只正直と先とし負最偏頗の私あく中為筋を第一よ心掛又下民撫
 育の心掛と忘るべき上下始終の得失と視觀察の二と以て為と勘辨思惟
 し立毛と見分し取箇と極ると実の檢見と云惡く心得て民の難儀は
 とも租税と増せば手柄の様は因ゆるあり自己の褒賞等と心掛非道

ある取箇と附る族も有り是等ハ全く自分の功ハ誇り実ハ地頭の爲前
ハチ 量る心底も亦く又下と撫育するの意も亦く只一旦の手柄と顯ハレ
度ヤシの儀にて是等ハ聚斂の臣とも云べきや故ハ檢見等ハ出る役人
ヲ能ク是等の心得ゆるべきにて候

一檢見村方ハ立入らば先づ人数并ハ牛馬等の負數男女稼の谷子秣場新
取場料所地頭の用向勤方助郷の有無年貢人馬出方の多少堤川除用惡
水音請所の有無等々美と相尋ね年貢の外村入用多分相掛る村り又ハ
村入用少たう百姓の勝手より村りよりハ礼し作徳の多少と相辯じ取
箇附方の考へと致さへし且又檢見廻状と差出を節前より水引荒地場処
起返等ありハ壹赤の所よりハ隠し置るべく書出さへし若し隠し置後
日ハ露頭より及ぶ廻村の節見出せば地主ハ勿論村役人ナドも越度と

多バき音と觸遣ハし起返し小前帳差出さる申べし檢見の節もハ隠
し難し追て起返し改ハ別段ハ出る節村よりハ等閑置又ハ横着ハ隠し
置て候るものあり檢見破免とも地所紛ともさう有体ハ内見の
其外品々の儀請書帳面ハ仕立置歩前帳印形の節讀閱せ村役人の連印
と取らべし請証文の文言ハ大聚通例のりて定法の文談ともあし又
檢見の節廻米早廻しの儀数と吟味のり取締り是又請書と取らべき
て候

一檢見以前ハ村役人地主立會悉く見分りて不同なるやう有体ハ内見
帳と仕立役所へ差出さる爲と美と入るを相改む尤も役所より遠村の
分る前夜泊り村へ持参のりハべき音と申觸取守て相改むべし村方耕
地繪圖ハ内見帳と一同ハ差出さへし繪圖の仕立方を先づ総村の形と

引き隣村の地境と何村と記し居村百姓家居る所と書載せ耕地ある
 小耕地落あるやうに田畑と凡々分け相糺し耕地は小字と書た一
 耕地限は田の反別と凡々記し墨引繪圖にて差出さへし尤も山川の
 間は又記さへし耕地繪圖あつては村方の方角も知さば又村より
 検見し馴を横着ある村役人等ハ案内のこゝれ出来方宜しき耕地と低合
 二附け内見取と少たやうに致し其耕地へは案内致さるるも有りの
 あり享保年中以来關東上方遠國の代官所の方々も有る毛檢見の
 相成たるゆえ内見取仕立方合毛附と総歩毛揃とて上中下の差別
 るく合毛限り守付て内見取と仕立まはり又若し私領上知等と檢
 見不馴の村とて帳面の仕立方も不案内あるハ案内と違はし仕立と
 まへし諸内見取と差出さるる上高百石は田反別何程に當ると云とて

仕出しく百石當り町歩多き下田下田多し石盛低しと知る又町歩
 少き石盛高く上中の田多しと知る取箇の考へとゆへべし上田は
 反取高ければ夫が租税も多く上田畑所持の百姓ハ勝手宜し道
 理あるも石盛高きゆへ高嶺の物も余計に當り年貢又當り格別多
 かり村下田とよく作りたる方却て百姓の勝手は成るてもなり然も
 も悪田とて是ハ肥養損とて作徳ある処なりやりの勘辨ハ村ヤ
 の土地はもとよるとなり村より田畑賃入等上田を望み中下の方
 と望むもの多し村より之を上田と高取米多分とて作徳少く仕當り
 合まるゆへ有りまへて關東ハ反取あるも有毛檢見成てハ上中下
 の根取と拘り押あつて有毛取と付厚とて高免と當り反取
 ハ低たなり又下免とて反取高く當るなり石盛次第に付其村と

一と厘取反取の仕出し百姓の損徳克々勘辨い〜取箇と極る〜
 不同るれ多う心付ぬれし肝要あり借又免の上り下りの儀ハ一村限り
 一と厘付上り懸寄〜の下る〜是ハ水損場等至て下免の村々
 去年の水損〜を檢見引け多く當年の水損立歸〜るゆへ其村〜
 ち格別厘付上り一郡一國寄〜成てハ下免の村高殖る〜付きて毛付
 厘前年より下る〜りて取箇と吟味する〜毛付厘の
 吟味懸寄〜ハ高厘の吟味とい〜るべき〜り取箇高下と考る〜
 石盛の高下上中下田の多少其外役村無役村或ハ普請所の多少男女嫁
 の有無赫肥薪取場等の遠近ハ村同様の地面〜り作徳の多少りる
 一厘村高下なる〜り又東西並ハ村之り地面石盛も同様其り
 差て替る〜り村方〜り東村ハ免五〜當り西村ハ四〜一尊達

ふ〜り〜り下免の方〜り村柄格別宜しくゆふし左と右ハ何ぞ子細
 たりて同様の村方と往古〜り一尊違ひ〜り置と〜り付理屈
 拘〜り容易〜り上げ下げ〜り成難〜り去る〜り實ハ厘付と下り〜り
 と見定め〜り村方と上げ〜りも手弱し箇様ある〜り一尊違の厘と
 先づ初年〜り式分余り上げ〜り之と試み〜り翌年式分余り上げ〜り五分りど
 の上り〜り成る此時〜り當て若し百姓難儀〜り及び差支の〜り是ハ非
 相敷〜り然る〜り五分上げ〜り百姓申〜りた〜り又二三分充ち上げ〜り
 容子〜り見ゆ〜り村方の痛〜り成る節ハ東村同様〜り〜り必だ
 一度〜り一尊上る儀ハ決〜り〜り〜り一休檢見取の村方ハ何
 程豊作の年〜り〜り俄〜り一年〜り五分七分り上る儀ハ曾〜り致〜り
 あり一旦〜り上り〜り上村忽ち下村〜り成り因窮の本〜り成る此當りハ地方

巧者コウシャの入イてはて克マクと勘辨カンベンなるべき儀あり

但し一尊イツソンと六ロクの免メ一箇イツクワンのこころ十一の免メあるが十尊ジュソン一箇イツクワンと雷ライ石盛シヨウモリの様子ヨウシ十一十二ジュウニあるが去イるは是れ十より下の免メと一尊イツソンと六ロクの免メ八箇ハツクワン九箇クワンと六ロクの免メはあむが十尊ジュソンと六ロク又寸スン尊ソンへとも書カく

丁テイのちり

一立毛タチモの見様朝ミサマアサの間マに縮マシと露ツユと合アひ葉ハの艶ツヤよく穂首傾ホノヘカた実入ミイリよく見へ雨天ウツテンのとた又雨アメの翌日ヨリノヒもあぐり取トルかよく見ゆありのあり昼ヒルより夕方ユフタと悪ワルく見へ晴天セイト風吹カゼフキの節ノに縮マシの見ミがたしく日ヒは向ムカて見ミるがよく見え日ヒと背セよりして見る所トコロに悪ワルく見へ高タカと或ナハ馬上ウマノ上より見ミるは穂薄ホノクく縮マシの出来格別ガキ悪ワルくとも又依ヨりより見上ミるは賑ニしく又見流ミナガれともなへよく見ゆありと去イて右ミダの心得ココロエと以モて見ミがべし又叔オシと手テは取トルるも叔オシの

小筋コシナ浅アサきの実入ミイリよれ上ウ作りと米多メ又深フカきの実入ミイリ悪ワルく又米メの少し一穂手ホテを取トルる去イて見ミるは手當ナラりよくつくりかよくあへるは実入ミイリ宜ヨシしく縮マシ伏フツしよりと一箇イツクワン宜ヨシしく心得ココロエよく縮マシ入イれ縮マシを穂重ホノヘく売カつよく穂先重ホノヘく葉色ハノイロよく見るのてよく伏フツたものよと是れ上ウ出来あり又根ネよりひしと折マるよく伏フツし葉色ハノイロ悪ワルきと根虫附ネムシツクる売カ痛イタむる葉の性弱ハノセヨクく伏フツる悪穂ワルホありとよく売カ痛イタむるの縮マシに穂沢ホノク山ヤマは見ゆあり一向取実イツクワンあり何ナニも伏フツる縮マシに穂多ホノヘくあるありのあり又水損ミヅシム場水被ミり或ナハ長雨ナガアメ等ナり穂少ホノヘく芽メの白シロく出デる分ブンも早く干ホ上ウぎは皆損ミるはみかるとれども米性メノセ悪ワルし又芽メの青アヲからる程ほどは萌モるも米メの成ナりも一向用立イツクワンを前穂モノホの儀ノと百姓ヒヤクシヤウより申マウするともた右ミダの心得ココロエと以モて見ミがべし其外立毛ミナモのともう色イロもあむとも其外ミナモより違チガひはあ

り度々検見の目よゆ心よゆ馴どとい免角見が〜〜雖
ど先づ有増入右の心得り見分をべし

一検見道とて村より極め置き小溝より橋とけ柴肉の〜〜検見馴と
る村方と道筋の〜立毛相立は附合の〜何方を坪測り〜格

別出入をたやうの〜下見山間或は方角遠の遠野等の検見役人
と案内の〜耕地を宜しき出来方より壹合貳合の合毛附とて内

見敷少きやうは帳面と併るの村案内の外より心悪き場処は案内
は拘り〜見分り〜べし勿論總て別何や〜覚へ段々見かし〜る

処の町歩の多少と考へ若し見請る町歩格別少くは必だ隠し置く田
坪やうとい得べし内見帳毛揃とて壹合毛貳合毛の皆無及別多き田

場より〜高合毛の札多〜と低合毛の札少〜ると記の随分心
と付着し内見帳と立札との相違をあらやと相話し胡亂の儀もや〜が

立札と残らぬ取上げ内見帳は突合せを吟味し〜べし一体村方下見
り〜方の儀を仮令ハ合ある田々五合六合位の毛附を記し二三合

ある分の皆無を書出〜この通法あり勿論貳合をハ毛附とて皆無は
り〜定法あれ〜村より〜ハ合あると三四合は附け四五合の田

と皆無は記す不将の下見もや〜て内見の仕方と村より〜と不同あるゆ
え前出しと掛〜る内見の強弱より〜て見計ひら〜べきなり〜皆無は

〜立毛ゆる〜べし〜見ゆる分多〜なる〜は〜坪測り〜と〜前出しと掛
〜相立り〜引戻〜し若し隠田等の多〜る〜は〜検見繪圖内見帳は添て

差出し置り付字限り引合〜べし右繪圖ハ村繪圖と墨引り字を田の
ある耕地の物陰等も字限り〜相話し内見帳字より引合〜る見ら〜べし

左なるに在る地は右の通り委細に吟味せしめ必だ皮と
 捜し意地を多く掘穿つてはるるべし諺に可為委不可掘と云ふは
 唯正路と元とし百姓の私をばやう懸うよ云喻し不埒あるやうに案内
 のくまをばし理屈均しう百姓と吐く吟味強くなれば民に味を歸服
 せぬ上下和睦せぬと自然村方困窮の根と成り上の為にも成ざる者
 あり上眞実と以て百姓は對されたりとも偽りあり自づと正路を行
 渡り上の徳下り及べし不直の儀決しておたりのなり
 一坪苧とよる田は苗代田又を肥し塲是ハ田の内肥しと積置たり其跡
 の内不同める者あり一畝等と除た出来方甲乙ある田と見立て此田と
 梓と入べしと思ふ先畔りく塲処を見定め置爰り切んと思ふ処へ
 かろく入て梓と掛べし田の中へ入てよう此処彼処と見比べて却て

見分らば又村役人百姓ごらの思ひくも耻うし然てはり借水塲あど
 船検見等の節水深く穂許りもる田と坪苧あるは梓水上へ
 浮ひて落着ざるゆえ梓の内の稲と計りぐく箇様の処ハ梓と上り
 て組立四方離をざるやうに稲の植立と穂上り考へ梓とつけ梓
 の内の方四方の角へ細き竹と眞直立梓の揺るやうに梓の内
 へ入るる稲と引立をハ梓の内へ入るるまき稲外へ出をハ稲と稲との間
 遠く成入間敷稲外より内へ入るるハ梓の壓をそ屈むゆえ何ま
 とり梓の処へ手を入る稲株と探りまき入るまき分り入るる方々の稲
 株と克々然り坪苧と極べし箇やうの塲処より別り村役人ごら
 ん能く改めさせ異論ある上之と極むべきなり
 一梓の内径六尺壹分り竹の曲るると撰み四方と切違ひは釘と

挿て用むべし尤も古検の村方ハ六尺三寸半又上方筋遠國ハ六尺五寸四方と壹歩と云処ハ其村よりて去習ハしむるハ壹歩の尺と関糸し尚入古検新検の訳水帳村方差出帳等と以て糸と云ふし木の杵ハ水より入りぬるハ宜しくハ諸歩半の入方と稲株四方附とありぬやうハ二方附ハ入りて大法より然るハ左様ハ行儀より入るてあるハめのである右の心得と以て竿の下は當りたる稲株ハ割て入るその株ハ刃のこし坪の勘定ハ入るやうハ糸と云ふし餘り明過くハ半よりハ入るやうハ見計ハシテ全体正路よりハ一筋ハ立べくハ武坪約取り之と平均く壹坪の敷ハ用ゆる古法とれハ當時ハ右体の儀とありハ坪数ハ古法ハ上中下夫よりハ三坪宛位敷ハ立九坪ハ十二坪ハ約て目様よりハありぬる有毛検見よりハ上中下根取の差

別ゆるたよりハ付一箇村三坪ハ四坪もハ刈をハ上より下りてハ食替ふし又坪前稻と百姓ハ持たハ足輕小者ハ持たせ置て稻草の名新株の敷等と建札ハ書付稻の中ハ入延て裏み封印と附け人足ハ持たせて先ハ立段ハ検見よりハ一箇村済する処よりハ春法とあり又稲ハ杵と入て刈上ると坪前よりハ歩前よりハ去夫よりハかしくハ敷とありハ春法と云此春法の場処よりハ延て三四枚敷てその上よりハ又延て一枚敷て板せ葉と諸方へ散やぬやうハ穂先と揃へ一所ハ集め置て残り穂と様ハ吟味よりハ葉草履ハ草鞋と手よりハ野毛ハ股等ハよく落様ハ標み杭不敷の青敷ハ敷出し箕先ハ正敷の出さるやうハ付べし且つ箕先よりハ延て敷置若し正敷ハ敷出しるとたハ幾度ハ敷直し扱くとたよりハく標と敷のやうハ別てハ付たハ横着の百姓ハ必すハ敷と盗

み或ち散りたり又様せりりのも肌と脱せざねど袂も入敷と隠し入るりの有り梓と入るた田地へは百姓の勿論村役人といへども寄付は此方と非道なく定法の通り竿入をふし済する上名主へ為に見せ六分ある由を申さば百姓ども兩人とて取取をへし必だ兩人より多く坪の内へ入るべしとて総て検見先への村役人札讀検見道具持人足の外不用の百姓に決して罷出するやうに申付べし多勢出るとは村方失費も相立其上場外騒がしくして宜うは又右者法の上敷と計りて重よ手代の致せよとて叔一粒のみ枘の縁へ乗るやうに計りて田壹枚の肉りとも少く充稻の善惡不同なり見平均しく内見合毛と附るゆえ坪柄なる田を出来方不同なれば竿へ入べし據るく不同の見ゆる坪へ入るとは善惡を見らるし中分の処へ入べし又余り小き田

坪へ入るべしは黄代跡と視田と云て別段出来方宜く并は人家なる前通りは是亦格別よく出来らるる箇様の田場にては竿へ入るるものあり村中多分の田敷への村役人の見違ひも有りて八合毛もなるべきに処へ二三合の札と立るとも風と有り又田主へ札と渡して立さるるとは田主立違ひと見ることも有り故にさういふ付見違建違等々の田と坪柄と有りべし右体不束の立札も有り内見帳も引合せ吟味と述げ御間違ひ決せざ立直さるべし若し巧くして態と致せしは於ては急度吟味と述て坪柄合毛見立の儀立札と讀合を毛附て岡歩行内り竿へ入ると思入坪の稻一株と引立て札青叔等の有無穂の長短叔の肥瘦等と見分け壹株は凡叔何の有べきや又壹歩何十株の勘定も凡何合毛のりべしと見積ると竿へ入べし一穂は凡叔百粒ありし位ありは壹

歩み必らず壹升なり併し穂ごま百粒ありしやる田を稀あるものなり
 尤も関東より善く出来たる稻の百七八十粒二百粒位なりといふ
 とい穂の間は後穂多き平均百粒と云ふ稀なり又土地の善
 悪寄て壹歩の株数殊の外多少なり一は関東の地面宜しく故
 株数多く上方中國助等ハ土地宜しく稻の株張り成長なる故
 少し関東より大方壹歩百二十三十株以上至て薄地の村方ハ百七八
 十或百株なりある処なり尤も地面宜しき水場等ハ七八十株位の処
 稀なり又上方根河泉辺ハ六七十株位なり又四五十株の場
 処なり何れ其村其処の植方の心得の肥瘦と合毛と見損なる
 ところなり其村より壹歩凡そ何十株を植るなり村役人等
 りべし早損の稻ハ見分より合毛ありのりて五合ありべしと見えそ

も六七合なりあるものなり又水損稻ハ五合と云ふが三四合なりと云ふ
 し関東助の壹歩は壹升以上なる田を甚ど少く壹升五六合なりあるは実
 稀なるものなり畿内播州河州辺は壹升以上の田なりと云ふて坪別
 合毛と見立るる敷度検見し馴れ其村々年々の有数等と凡そよく覚へ
 るしとい見違ひなり又稲草より見分より合毛多きものなり少きもの
 り克く巧者ありて見違ひ多くなりあるものなり右は去りて検見ハ立毛
 の善悪の多し泥をくると村方の難儀は及ぶる諸事と考へ合せ或ハ此
 村と去年の取箇より年貢納りより難儀のくるとは付當年ハ
 少し緩めよ致さべし又此村ハ去年の取箇見損じると甚ど緩めりし
 ぬへ當年の上り然るべしある其村々の容子等と前方より簡し
 勿論検見以前は立毛見分りて置るとは付前年の出来方と當年の

出来方の善悪と考へ取直の上の上げ下げ等の検見以前心積りと致し置
 此村より凡そ五石位の取増も然るべし又此村の去年より格別出
 来方劣り其上年の取直強きなりとのへ去年より八石位も下べし
 と積り仮令が前年の取米五石あるが八石引く積りより四拾貳石
 とし又五石増をべしと思ふ村より前年の取米五十石あるが五拾五
 石とし其米は四とふひ叔は直しく其叔石数と其村検見の田方及
 別の畝より上は田法の三と乗じ坪より一と叔の石数と除き壹坪は
 仮令が八合と出る是を當り合と云諸村方より下見をふし合毛附を以
 て叔と仕出しを内見帳と差出し付内見叔と坪数より割き仮令が五
 合は當り石仕出し置る當り合より三合不足なるは付内見の上へ三
 合前出せが宜しと其村より大凡の見當り附置坪約の合毛と見立る

てのり破免村より定免取米の極りたるは付田方の定免取米は四
 と乗じ當り合と見置坪約より凡そ三分以下の損毛は百姓内損より
 破免はあつても定法は付若し検見と請る上破免はあつても八下
 見其外検見入用入夫等の費用より其三分の損毛は届るが二分四
 五厘位の損毛より定免通り納むる多分の辨納は成り村方大に難儀は
 及ぶるへ検見以前より立毛と見分りて凡そ三分は及ぶるべしと見
 請るが随分利害を申諭し破免願はざるなりと取計はべし夫より
 造るは三分以上の損毛と相り検見の上勘定をふしは二分八厘
 の損毛は當り僅のてりて破免はあつても検見入用等彼是村方より失
 費相立旁々定免は納めたる年貢米は引足らば是非未進より成り格別
 は村方も痛み未だ困窮の基より成ると眼前るが作畧を以て三分は

當り取り取計ひ方りゆべし僅らよ一二厘の違ひも無理は定免よ
 納めさせ未進等も成り或ハ飢人など出来夫食貧等のことなりてハ却て
 上の不益も成り其一箇年の痛うくと往々村方の困窮も成り果ハ地頭
 の大損もあらゆハ箇様の処より勸辨のうー民と撫育し未々上の
 不益も立ど上下の為ハ私の功とよく巧者の取計ひ方等の心得ゆべ
 たる專要あり勿論檢見以前當り合と仕立置ても全々ハ宙試の儀ハ付
 右合毛通りよりゆべし及令バハ合の當り合ハ新出度と思ふても思ひ
 の外ま毛宜しうゆべし五合より六合より當りてゆべし是ハ檢見坪約の上
 あるゆべしハ知さばゆべし先大積りハ檢見以前當り合と仕出し置檢見の
 と此の見當りゆべしゆべしゆべし全体檢見ハ視觀察の三つゆべし以て村ハ應じ
 て取箇の増減と心中ハ辨ハ其上右ハ去々其年の豊凶并ハ前年取箇

の強弱等ハ考ハ其外村との模範ハ隨ハ増減と大凡ハ極め置て坪約と
 ゆべしゆべし尤ハ坪約ハ用ひて用ひざるゆべし前々去々ゆべしゆべし古来よ
 り檢見第一の法とゆべしハ坪約あり地頭ハ之とゆべし損益と積り百姓ハ
 之ハ依て年貢と出さるゆべし法と知り上下の見當りゆべしゆべし此坪約の
 あり故ハ克々念と入る何程新出せハ宜しと去當り合とゆべし入用又よ
 り少し余計ハ新出と様坪約の負數と見さるゆべし勿論新出しゆべし分
 と残らん試とゆべし百姓とゆべし先慈悲のゆべし思ひて納得せハ恨とゆべし合
 び年貢取立等の害も成るゆべし及令ハ二坪歩約とゆべし平均四合五
 の新出しゆべし処より三合新出せハ前年ハ五石相増とゆべし取箇ハ余
 る位ハ付壹合五石ハ切捨三合の新出しと致さん左とゆべしハ百姓方と
 一体の勘定ハゆべしゆべし目前壹歩ハ數壹合五石充容赦ハ預りゆべし

と悦びて氣請ひよく年貢を出精しく納るものなり依て新出しのてこの
 入用の叔教より壹貳合り余分は新出を多う坪叔と見立ると肝要な
 足余り余計は新出して三合中四合は切捨る様にして内容赦まらざる不吟
 味の多うは相反へ其上隣村の響きもやうに尤も内見のてこの村も同容
 ごとくあるがへは新出しの多少はなるに依るが村この切捨る格
 別の不同なりて依其負もなる各と百姓仲間申纏して歸服せざる
 りのるが隣村と余り不同なるやうは取計のべし検見は其時の晴雨
 風の多少なり晴天より風の吹く時坪新の合毛少く雨天の節の
 濡叔と野毛も取りは批離まび其上叔のてこの合毛格別多し箇様の節
 は切捨る勘辨のべし若し太滞して着法出来兼るとは叔の焙爐は
 うけて少し乾くしてとあるてもやう右着法の叔と先出合るとはけ野

帳に附け着法場より村役人の仮印と取置其夜取箇の勘定と為して
 何程の新出し叔より宜しと云て知るる上より赤新帳の内見叔何合
 改め何令と書記し地主村役人の印形とより前書より村役人の印形
 とよりべし村に申渡し請書赤新帳夫錢帳其外検見下廻帳内見帳は
 どのて其案文等尚後篇より季々記をべし
 但し取米は四と掛るとは叔五合摺五公五民の法より有米半分は
 公納半分は百姓の作徳に成る仮令は拾石の有叔は五合摺よりし
 て米五石半分よりして武石五斗八年貢に成り取米武石五斗は地主の
 作徳あり田法三と云ては壹反は三百歩壹畝は二十歩付畝より上
 へ三と兼をわが坪数よりあるより又新出しと云は内見叔平均合の上
 へ坪数を増える叔丈と新出と云て之と総叔を加へ夫と四と割り其

年の取米も成る右の當り合とるより反取米と七五りて除けが壹
歩の叔何程と出此七五と云ハ檢見の法りて是ハ一反の反取米七
斗五升あねが五合措五五氏より一反の叔數三石あり三百歩の
積りより壹歩の叔壹升の當り取米七五りて除けが壹歩の叔の負
數知ると依て七五と檢見の法と為あり

一料野りてハ大檢見小檢見と二通りあり小檢見と云ハ手代兩人充
組合三組ハ四組ハ手代一人出役し村々巨細調ふる檢見より大檢
見と云ハ代官一人より相廻り村數多くて悉く見分取らるるへり
小檢見と出し立毛の善惡を委細に見分け其村柄等の容子も諸事細
く相対し洩落るる益扱るる百姓痛むるより正路に取箇と附る為あり
困窮の村方懸寡孤独の類と救ふハ小檢見の者の取扱と地方の古法と

と之に依て一手一人充ハ必也地方巧者ありとの差出し克念と
入り檢見の旬の村より申出次第前旬の後をばより村數も亦下
幾手も差出し小檢見済後大檢見中々の日數延引し前旬後々の檢
見立と云て田母の真中より或間四方やどと折のとしれと立置代官の
見分と請もとり勿論大檢見よりも坪折を為し小檢見と突合せ評議
の上より取箇と定む小檢見の節荒地起送しの儀も糾とべし石の破免
の村方も同然あり風水早損虫村等と訴へ出さるる手代も差出し見分
と為しむべし且早損稻の見分より取実なるものめん心得らるべし
又水損稻の見掛より取実ぬく米も成り一向用立む又風損稻の儀も
同容に見へても風より痛みの輕重なり西南の風ハ日と経るやど
次第も枯多く成り東北の風ハ當坐ハ残らば枯る様もなり五六日

過ぎば大方の直るものなり夫も海軍の方角より一際より云難し
 是等の考へ様又見様もなきに突り巧者の入るるなり又定免村方より
 破免と願出するところ尚亦篤く見分をふし三分以上の損毛は當り
 たる覚束も凡村方の随分利害を申因成文に教諭し破免願とせざる
 べし検見の上損毛歩當り三分は届くばは切角入用とつけ検見と請
 ぐり定免は納るるなり成てい殊の外村方痛むものなり検見取の村も
 検見以前一巡立毛と見分をふし手代と差出し前年の出来方を考へ合せ
 追て検見の却の勘辨はつてべし小検見のとい先年一旦停止し成し
 が草保四交年より又小検見と出さるるなり成るる是小検見とせざる
 る吟味行届るるなり依るるなり
 一田の畑作と仕付るる勝手作と付稻の上毛並合附とせざる定法あり
 諸

木綿藍麻紅花瓜茄子其外雜等畑とて野菜の遣入品と作る畑の上毛並
 合附といふ久又畑物といふ大豆小豆粟黍稗蕎麥と作る田と
 早損場とて用水足らば稻作成るるなりは是非なく畑作と仕付るる
 り付勝手作といふ久皆損といふ少し増え付其心海とて合附といふ
 或は一旦稻作と仕付早魃といふ枯切するもの耕返し蕎麥稗等と時
 付る様なり是等のこの種捨る其上仕付の時節も後作徳るるなり
 の一付取苗と付るる皆元は相立べし併し一券の早魃にて村中残らば
 蕎麥等と時付可ありの出来ある見計は真加とて少し許りの取苗
 と申付るるなり且又検見済むる内の鎌止を致し壹畝壹畝取り取
 と成るる定法あれ共往米端の分と馬あぐり喰荒れ或は大食を
 者少と免端計といふ度由願出さば畔際三尺通りの端計と申付る然

せむ願ひなく納取との成がし若し得違ふと壹間通し其余も端
 納せむるり又ハ壹坪残らば納上るゝとせむるりハ稻作の善悪は納らば
 納田の分ハ上毛並に合附せりてある定法あり
 一畑方も往古ハ檢見ありて別て表檢見ハ仕法も立てありし処畑作ハ二
 毛も三毛も作りて檢見の的當あく作徳ありりりハ付畑方引ハ相立
 お自今以後永定免の積り尤も五畿内中國肋木綿作ハ田畑より檢見取
 致せむき由草保十八丑年五月申渡されりり付其以後檢見相止み皆
 畑村より破免願ハ取上ふし去るが皆畑皆損のせり格別のせり
 て引方と立るゝも引方と立るゝも夏秋兩作より皆元ハ紛き出け
 せむ代官ハ願ひく引方と立るゝも引方ハ消せり畑年貢永
 年賦あるゝも引方然とせむ先ハ容易ハ消せりてあり

一徳川時代の取箇ハ享保年中より有毛檢見ハ成り糶五合摺五公五民
 て半取極る由五合摺あるが舊法糶の干減あく其後と計り六
 合摺あるが武割の干減と立る定法あり古来の六合摺より武割の干減
 と引四公六民より壹石の米四斗と公納し六斗ハ百姓の作徳ハ成り檢
 見ハ引引りて田方上中下の位限り根取米及當りと定め檢見り糶
 不足あるが夫丈け歩りて引き壹反の當りの定め通りハ反取と残し
 反別ハ掛る處有毛取と成ると上中下の差別あく毛上の有合と見分
 し内見糶数と書出せ之ハ檢見の上の新出しと掛け五合摺より干減ふ
 く五公五民より取箇付の積りハ料所ハまきて極り尤も甲州許り
 村よりより五合摺五合五斗六合又も四合五斗摺ある其村より増減
 の替りり依て免取帳と云帳面ハ村の増減と書記し場ハ免取替の

節の引渡り成り石免取帳と以て取箇と仕出さるる申州村の粗性
不同なりて百姓難儀及ぶ由りて先年申府代官吉田久左衛門勤役中
免取取極めたる由あり

一 検見高引の古米畝引検見の節の損毛丈の高と検見引と唱へて高より
引られども有毛検見より反取厘取とも根取の定めあり付検見成
の分の取米より引き高より引は皆元高計り引く此皆元高の田高
の半分余引とハ田高五分以上の損毛とて二役免除の定法とて総村高
よかるる三役残らば免許と成る取米五分以上の損毛あるが諸借返納
ハ壹箇年延ある定法あり依て皆元反別引戻し毛附りたることあり
えり勘辨あらばきとあり

但し三役と云ハ私領のありて傳馬宿入用六尺給米蔵前入用

此三品と料所とてハ三役と唱へ高へ掛る事あり

一 検見出立以前去年の割付控と以て永引起返し又ハ當夏秋の損地あり
ど吟味の上引けは立がた品の當年の割付下し残らば仕出し上中下反
別引物差引検見當引と組入る許りよりて残り高より一村限り仕出
し郡締國締高反別相違あるより下組帳と仕立廻村先へ持参せし極
廿箇年十箇年五箇年取米平均反取當り合并し前年の當り合上中下と
り仕出し一村限り帳面仕立其外見合せ成るべき書物諸帳面の渡送
ありたり取揃へ持参せし
一出立五六日以前は定式の廻状と差出さるべし又入馬の先觸り出立の前
日差出さる廻状の認方の代官の心より異同ありべき事あれば大旨左
の如し

一 當田方立毛の儀村中大小の百姓與頭年寄名主立會処くく目様致
 し坪刈依估具負あく有体下見仕立札帳面田毎の位及別合附番附
 等間違あく相認銘之印形致を内見帳面前夜の泊へ差出し田母の
 立札立違等無之様念入其村廻村の節村役人より村境へ罷出案内
 致まへく入馬先觸の前夜の泊々より廻村順相認め差出まへくハ
 間其意得べくハ
 一 村境并より朱印地除地他領分郷入會の田地境銘々細見竹立地処
 明白相分りハ様致まへく且又場廣成耕地帳面引合ま粉き処々
 是亦印し立置見分の節相分りハ様致まへくハ
 一 檢見繪圖仕立内見帳相添差出まへくハ尤も村繪圖を以て墨引
 相字し田畑相分りハ様田方ハ帳面引合せ字書記し尤も半紙二三

枚續く相納りハ様小く仕立差出まへくハ
 一 檢見の節无用の入足等決して差出間敷ハ名主年寄組頭百姓代罷
 出案内致まへくハ田主の自分の田坪刈の節立會申まへくハ
 一 坪刈稻着法道具繩延等持せ村境へ差出まへくハ
 一 耕地移りの場処并は檢見通り筋堀溝等有之通路差支ハハ場処ハ投
 渡橋等致し差支へ無之様致し置へくハ尤も大通り道橋危き場処を
 取繕ひ置可申其外道橋修復掃除等堅く仕間敷ハ
 一 旅宿の儀行掛り相極べくハ間其意得決して用意等致ま間敷ハ
 一 泊昼賄等の儀正定の木錢米代相渡しハ間其处在合の野菜類一汁一
 菜一々相賄ハ馳走間敷儀堅く仕間敷ハ勿論下迄酒肴等一切差
 出し申間敷ハ

一音物の儀如何様輕き品所の産物よりとも堅く无用よりともくわ万一
 心得違音物等致しより馳走の間敷儀等於有之の此度答可申付
 一内見致方ハ村役人地主立會見落不増等無之様念入有体又致まべく
 且案内致方等不束の後無之様止路又改請可申付檢見付少したる
 とも巧之間敷儀於有之の此度相糾し嚴科可申付ハ奈其旨相心得村
 中末この者迄申渡し粗相無之様致まべく
 石の趣逸々其意と得小百姓又至迄萬と申内せ諸事間違無之様致まべく
 くハ此廻狀披見の上村下ハ印形致し順達留村より相返まべき者也

月日

代官名印

何國何郡

何村

何村

右村々

名主

年寄

與頭

右の通り廻狀差出し置高又其村へ参着の上村役人より相揃へ随分正
 路案内致まべき旨と申渡し尤り檢見付諸事申渡し請書等ハ帳面
 又仕立置文言ハ大法右廻狀の趣増減より申渡しの次第此度相守
 るべく檢見致方毛頭非分あく召仕下り至る迄死心ハ間敷くハ去
 及る非分の儀曾て多く村入用等決して相掛らる百姓難儀の妨るく
 檢見勘定通り年貢滞り多く上納皆消致まべき旨相定めハ段々認め置

泊々一と一村限り名主年寄與頭百姓代名前書りて讀例せ坪約帳へ
一同の印形を取べし尤も古来の案内の村役人の検見前の神文致させ
する由あれども四五十年以来の頃和の誓詞の沙汰止みなり

一村の耕地境はハ葉竹ハ紙と付て耕地際ハ印と立置り兼て申付置
其耕地に至らば字と関帳面ハ引合せ其耕地と凡そ反別と関届け境を
関き細見竹と見當りして凡そ堅横何程あるべきと町歩を胸中ハ勘定
し是ハ東西何百間南北何百間と 名主の申外と大数と引合せ耕地限り
大凡ハ計り町歩ハ縊るあり

帳面ハ覺ていつて置べし其後耕地移りの順と関て合見し処を何方よ
り何方へと終り次の耕地へ移るべしと心掛て足と入べし左もあく
して移るとはハ大ある耕地又ハ初めの場処あどハ方角と失ひ心迷ひ
まゐるものなり一耕地限り山ノ土手林或ハ立木川溝の類何ぞ目印と

心掛べし横着ある村方の態と迷はる様ハ案内の心ともなり必は
油断とぐらゝ情見分しする町歩と大積りして帳面の町歩ハ引合せ
若し不足とある場処はかりかり尚吟味せし

一内見合毛と出菜方の立毛と見合何程増減あるかと見積り壹升ハ有
べしと見込する立毛と五合の立札あるか五合の見違ひあり一休下
見る立毛一盃と付出さば二三割ハ引付て置りおとら余り多分の

引と見請りて吟味とあるべし又不馴の村役人あどハ立毛の見立不
調法りて田での毛附格別の不同ハ有りのものなり新出した村中一紗ハ掛
るてとて下見も木同のまが小前の年貢も不同出来りて百姓難儀も及

び取立の害も成りてより争論等発りては内見も多くの不同あ
らば検見と引上げ内見と仕直を他村と検見して内見改り帳面仕立

替るる上検見をへし總て検見をさるる當り合より高きハ格別吟味
及むば候令ハ當り合入合あるハ合の毛附より低き合毛の分ハ念と
入まき改むべし前条より去りて低合毛より村方不持り致さるるより
随分と心と付横着ある村方迷きぬる様より改むべし

一 検見ハ早朝露の乾きさる頃出立し夕方申時過ぎ引上る古法あり是
稻の湿りて持たぬハ坪筋正道ある所より然る処當時ハ村敷を
多く検見する為朝も未明より出立し仕廻り日の没近致は族多し
若し余儀る朝夕露気あるとれ検見せぬ程のころ等格別念を入
無理ある村自等よりやう致さぬし總て坪筋ハ朝出掛ハ厳しく昼
頃よりハ氣の草臥しと必だ緩ゆる成り夕方ハ又厳しく成りぬる
是昼頃ハ氣草臥しハ付自然と緩く成り夕方因て初中後とも不同るなり
方ハ至り夫ハ心付候ハ嚴く成りぬる因て初中後とも不同るなり

覚悟のし心付べし又毛稻ハ湿りたりと尚更野毛折の合毛増て
正しく成り付成る丈毛の多し稻と新なり心付べし且検見の強
弱より成る村方の豊窮も拘る事として租税の元成る坪筋も
強くも弱くもふく正道より大事の上より大事とて必だ無理ある
検見のし心付べし然るも不仁狼戾ある役人を民の辛苦より辨え
出来方より心付べし余計に取立手柄出精と思われ自分の切より
賞にも受べまこと心掛の族も實は愚敏の臣あるべし夫農業は年
中民の辛苦の計を定む事方苦く作り出せる米穀あれば一飯と
食とも疎うと思ふべし唐の李紳の農と憫む詩に鋤耒日當汗滴
禾下土誰知盤中餐粒々皆辛苦と有り実ある我一粒の米より民の艰难
掛りぬるも粗畧と思ふ向敷とるる下の難儀とも厭らば自ら

功と立度思ひ村役人不調法より高合毛と低毛を見損じ付る坪或
 ら新田肥場等一枚の内出東方宜した場処と総坪の見あらしめ多く
 と入るるを以ての外の僻ところ然りとつらむら村役人百姓も又不
 直横着ある者多々殊に年々検見馴る村方ハ合毛の附方案内の仕方
 等又を坪新着法の節稻敷之盗む手段等致して多し決して油断ハ成難
 し故に此方より正直と専とし曾て無理ある坪新等より成難
 百姓の欺をさる様油断するに掛るたて肝要あり

一総て田毎立札の反別の処より立札と地面の廣狭と引比べて一村
 田地の延縮と知るべし取箇と仕出とた勘辨の入りとけり地廣地
 狭とく百姓の作徳大違ふとるれば取箇附の節其勘弁肝要あり扱
 総毛と見平均と是亦取箇附の肝要あり一耕地の内より上毛中毛下

毛の内より此二段の内より多少あり坪新計りよ拘ると上毛多き年々
 る年貢の損なり下毛多し平の百姓の損多し依て一耕地限より上中下
 と一休の見準し何合やと當るべしと熟考し内見帳耕地限の心算之
 とし書付置検見済の上総村の平均とるるべし左も右も坪新計りよ
 拘りて上中下毛の不同りるるを損益なりて一歩の平均ハ成難
 し又前茶と云く作徳の外助成の有無と有て取難き村のけり又無
 とも取まるる処もけり是検見の秘事あり

一畝引検見之事

畝引検見古法より田方上中下と村々根取米の極りけり仮令ハ上
 田を壹反と取米七斗五升中ハ六斗五升下を五斗あど右に記を石盛
 是裁箇取とく是是亦より納る取米の定りけり之を根取と云右

改正地籍用便録 卷之三十一 検見

田の根取米七斗五升は五合摺五公五民の法四と掛て叔は直し三石と成る壹反の坪数三百歩を割るに壹歩の叔壹升は當り中田は八合六勺六才六下田は六合六勺六才六是根取の當り合るり右の叔丈はねど檢見不足の処損毛を壹歩の叔平均八合のり上田の根取は貳合不足し中下は夫と檢見歩酌のり何れも不足るれど總勘定より取米何拾何石の不足り成り付右不足叔丈けと反別より直し親反別の内より檢見引と記し之を引残り反別より根取米の反當りと掛て取米を仕出す之を引檢見又の反取檢見と唱へ右檢見の仕方位限り一筆限りの内見のり根取叔は合毛不足の分を引歩より直し何歩何歩内何歩何歩引計と内見帳より立札より記す尤も中古以来の内見帳より色取檢見同様合附より記し取箇と仕出し勘定計より引の法よりいさへ

又古法の通り一筆限り引は仕立より其甚ど入組と面倒を却て美違ひるものなるもの久引檢見より内見帳合附よりいさへなる様り成るり右の通り位限り取箇も附るり付坪酌り夜合は上田より三坪中田下田下と田と何れも三坪の四坪充酌り夫と平均より位限り取米を付根取よりいさへ足叔と引歩より直し反別より引き残り反別より根取米と掛け取箇と仕出さるり元米檢地の節土地の位及び稻の出来方を見定め石盛に附け根取米の地位相応に附置さるりいさへ引よりいさへ夫より取箇と定る古法より外往古檢地の節と方今又方今と後世よりいさへ地の変更さるりいさへ土地の位り違ふり付其田毎に其年出来るりいさへ米と取る方尤も不同ありいさへいさへ中古より有毛檢見と云ふ始り上中下の差別より根取を廢し其田より實のりいさへ丈けの年貢と

取る仕方始り享保以来料所の分に残らば有毛取も成て前引検見へふ
し今や私領方よりハ上方中國関東とも前引検見の所り又を料所迄か
る色取りの所り是其家との法よりしてはく見ゆる

但右前引の仕方検見不足米と反別直しく引く法ハ仮令ハ茲より上
田壹町五反歩の根取壹反米と斗五升より此取米拾壹石と斗五
升當り合壹歩の根取壹反あり検見坪約ハ壹歩平均約ハ合のり
依て貳合不足も成る此不足米貳石と斗五升分と反別直しく前引り
なるは壹町五反歩の内三反歩検見引残り壹町貳反歩毛附反より
斗五升取より取米九石あり此術を當り合壹升の内當年の有取八合
と引残り貳合と成る此貳合と當り合壹升より除し貳と成る是と法
より壹町五反歩より乘り引前二反歩と成る此三反歩より根取米

七斗五升と乘じ減米貳石と斗五升と成るなり又或る法は壹町五反歩
より田法三と乘じ四千五百坪と成る是ハ合不足約貳合と乘りれば九
石と成る是ハ當り合壹升と乘じ九百坪と成る之と三より除し三反
歩と成る何れも同然るなり右前引ハ上方筋の反取より厘取りを
高百石より免幾箇何れ何厘何毛と根取免の極り有とより付取歩より引
と高より引造より仕方の同然より反別より石盛と乘りて高直と
ゆぐの工より

改正地力尺例金 卷之五

182
20
173

改正補訂地方凡例錄卷之三上畢

改正地方凡例錄卷之三上

改正
補訂

地方凡例錄

三下

甲

182
20
1818

館書圖京東				
〇	冊	號	架	函
和書門				

改正補訂地方凡例録卷之三下

高崎

大石久敬 著述

一有毛檢見之事

附色取檢見之事

有毛檢見ハ當時料所一級取用檢見ノ中其ノ有毛ノ法ノ由前卷
 述及如シ古來ハ前引檢見ノ往古檢地ノ所檢見ノ上中下位限の
 反取ノ用ハ合不足及け及別ノ引及別ノ根取米ノ兼取箇
 極ノ上田中田より成り又中の土地より下より地位違て古來の位通
 り及收納の多た処と何時とより上田より上田の高と持ち高掛り物入足

改正地方凡例録 卷之三下 有毛檢見

等も多分出し根取高年貢米入余計計り付上田と持てる者ハ
高割きと却て難儀するも間ひ依て何下田より下田より
收納する所の米ハ違ひらるる其年其田出粟する丈の敷数
改りて夫丈の年貢計り方不同い道理ありて享保年中勘定
奉行神尾若狭守之と申立料町の分に残らば有毛検見成り右の仕
方の田方根取米と潰し上中下の差別あり一筆限り其田毎の有割壹歩
何合毛と見立内見帳に記し上中下夫々寄附敷数と記し懸寄り
を位は物より毛揃ふし仮令ハ反歩壹斗此敷廿四石壹町或反
歩九合毛此敷三十式石四斗壹町五反歩八合五勺毛此敷三十八石式斗
五升あつて段々有合毛と随ひ合毛限り反別と寄附敷附とありと
毛揃と云入皆死の分何反何歩留何年早損り水損り皆死引と云田

反別の内より之を引き残り毛附反別此内見敷何百何拾石と記し内見
帳差出ると付田毎立札とあり検見坪筋の上平均何合何勺割出する
分と毛附反別掛け割出敷と仕出し内見敷に差加え五合割五合五民
の法四より割り取米と仕出さ之と有毛検見と唱ふるもの
一姓古色取検見と云法より其仕方を當時の有毛取に似て少く違ひり
と至て古き法より今用ひざるものともし仕方を知る人あり其後引
検見成り又六十年程以前享保年中より古の色取に准ひて今の有毛
取始りて大體古色取同様なるも有毛取と云へて色取検見と唱へ
今の人古の色取と知らば有毛取と色取と覚へ當時ハ一姓色取と云
て有毛取と云と知ざる人多かるる古色取と唱へて害ふるべし
一請免居検見之事

請免と云て料所ハ決て多く小給者て検見の出せ役人等もこれ
 多く名主と呼出し當年の出米方と聞き猶亦外よりとも隣村の豊凶
 風凶等と同様に去年の出米方より宜しき沙汰あれば去年より何程の
 増と受給る旨名主へ申渡せ又出来方少く願助等あれば承り届け
 押合て取箇と極め或ハ五箇年の取米と平均し其年の豊凶に隨ひ右平
 均取米増減と極め或は極むるより之と請免と唱へ又ハ居検見とも云併
 し檢見と云筋て多く本法の通りくはあし私領ともハ大家等とよ
 る多に多く小身者も遠國知行所等邊の高くと役人と遣て失實も
 何らゆえ少く取箇劣るとも右の趣と相極む方却て勝手の助もなり
 村方よりも地頭役人と引請るより勝手と付旁に請免と名付ては来り
 たる儀と見ゆ又私領定免の村内作の節破免ともあはれ手當引用給引か

どく名付て郷帳割付と定免通り居置内証とて取箇と引き違とも請
 免同様の儀と併し之ハ立毛見分の上引方と立毛と付請免とハ誤違
 る破免檢見入りあれば郷帳割付の書面は取米減せたり成雑く又郷
 帳割付取米減とくハ若し村替知行替等なりて五箇年平均取米と減
 し物成詰の節差支ゆるゆへ手當引よりて置とゆは是亦料所ハ曾
 てあはれとらる

但し請免又ハ手當引等とて取箇減とくハ割付郷帳ハ定免通り居
 置ゆへ村替等の節ハ五箇年平均の取米減せ物成詰の勝手より善
 く其上破免とあれば取米減せ又國所より取箇とて差出と往大
 豆等も減る処手當引あれば取米計り減とて外の品の減せ地頭の
 勝手と成ともハ勿論立毛相應の引方と申付るより付非道の助ハ相

當らば百姓方より檢見と違ひ内見等の手間も掛らば新田も後を
ど村方失費も少きゆへ村方より勝手宜しき所あり

一段免之事

是ハ夜令ハ田地上中下二段の位なる処ニ於て下の位の内ニ至テ惡地
なりて年々外の下ニ地処より作毛劣り下の年貢より引合さるト
相違ありて下の年貢より一段も二段も免と下ぐ取箇と附る義あり
往古檢地の節ハ下ニとも附べき処と如何の訣とて下一段より置
たるや令更下この位と附るより成る右の場処計り所持りてん百
姓ハ難儀及ぶるえ一箇も二箇も其地位ニ應じ免と下げ遣り之
と段免と云て稀にあらざる勿論檢見ハ段免場とて別段ハ致さば
總平均の色取檢見付總取米と格たる上免と一箇より二箇より分りて

も下げ遣り之と段免と云む其年の出来方より由て段免場と前と
より場処及別とも極りのあるとるなり

但し段免の仕方ハ本免一箇劣りの段免ありハ段免場の高は劣る
丈けの免一箇と兼りて取米と仕出し其米と總取米を加へ夫と總高
より割りて免と極る是本免一箇成り其内一箇と引ば段免一箇成り夜令
が下田高式百石免三箇より此取米六拾石の処右式百石の内高百七
拾石ハ本免三拾石と一箇劣りの段免場より先づ三拾石より劣りの一
箇と兼り米三石と成る之と總取米へ加え六拾三石と成る之と總高
式百石より除けば免三箇壹分五厘と出る是則ち本免あり百七拾石
へ兼り取米五拾三石五斗五升と成る此免の内壹箇引て式箇一分五
厘即ち段免あり是と段免場の高三拾石へ兼りて取米六石四斗五

升と成り双方合せ六拾石の取米ありわし中下平均免の段免あり
ら下田高し拘りて懸高し右の通りの仕方あり

一 遠見検見投検見准合之事

遠見検見と云ハ破免ハ成難きて多し検見取の村々も一体の出業
方格別不同り多し処に入込る耕地もどりて残らば見尽さる日
敷も掛り又ハ暮ら及び見残しる分ハ耕地の入口と見て取締りとし
或ハ一村遠方離れ天検見小検見等と請りハ人夫あどの入用も掛り
村方難儀のくくハ付内見帳の差出し検見ハ遠見願ひ取箇ハ去年
通りとく又ハ何程相増と吟味の上取締り之と遠見検見と云然と共
出来方宜しとて取箇も前年より減る村ハ遠見ハ成り
一 投検見と云ハ内見帳の差出しとて泊り休等ハ名主百姓罷出去年

何程相増と納むべきと願出ると吟味し取締り云前条の請免
同様のりのるれども請免ハ知行所へ役人遣りて當地屋敷居て
相極め投検見ハ其村の近辺へ参りて願書は随て吟味して取締り
と云併し方一心掛りのてりてハ仮令前年より取箇増と願ふと
も関届りて本検見あり

一 准合と云ハ村内離れ耕地或ハ新田場等と別ハ歩新と云ふた処
本田歩新の合毛とて請度首と願ふり又ハ村々入組なる田場一箇村に
坪新し他村も其通りの合毛とて請度由と願ひ別段ハ歩新と云ふ隣
村の合毛通ると歩新帳記とて准合と云あり

一 一々五検見之事

上州の内高崎城附の村々検見の法ハ前々引附りて田別検見と唱へ

々五の法四六の延く六て余國より多く七合三勺摺五公五民の仕法の
 至て強き取箇あり内見ハ色取検見同様立毛と見立て一筆限合毛
 のく附紙れ認め田毎よ之と立く上中下と分け根取を用ひ勘定の
 上増減と立るあり検見の仕方ハ田一枚限り見カレ仮令ハ五合毛の
 立札あると検見役人立毛八合と立るハ則ち地主ハ八合より多く
 肯と申達し地主ハ八合より為難く六合は相願ひ検見役人ハ八合より致
 差しと彼是神合七合より取締紙札と取上げ改七合と書記し内見帳
 より引合せ壹坪限り地主と押合と合毛と取極るあり若し元体より低合毛
 と願ひ利害も別分る百姓のくハ坪前より有教通りより取締り尤も
 田別検見付其坪限の様と外の田坪ハ用ひ右の通り検見より
 付悉く手向く大郷ハ壹箇村より十日余も捕るてあり取締紙数極り

るより取箇の附方ハ淑石数と一々五より除けハ延米加りくる納
 米の俵数直り出る早集あり延米ハ本米壹石より四斗六升俵入ハ四斗貳
 升あり仮令ハ田壹町三又拾歩壹坪淑壹升の積りより四拾石より七合
 三勺摺と乗し米廿九石貳斗と成る五公五民の積りより或は割り取米
 拾四石六斗あり之ハ四斗貳升俵より除けハ納米三拾四俵七分六厘貳
 毛と成る又法淑四拾石と早集一々五より除てり米三拾四俵七分八厘
 壹毫壹八五と成る本集と或厘余の違ひある元米一々五の法ハ端の
 不足と捨る法ハ付少々の差ひあり世上一抄の通り五合摺五公五民
 の法淑四拾石と四より除ハ取米拾石と成る是ハ延米四石六斗と加え
 米拾四石六斗即ち一々五の取米あり依て四六の延と云又根取米より
 當り合と仕出より取米と一四六より除けハ本米出る其本米より四と乘

一畝よりして反別の坪数より割きハ當合壹斗より何程と出るあり夜令
が取米拾四石六斗及別壹町三反拾歩此當合と見るより拾四石六斗
と一四六より除ハ本米拾石と成る是ハ四と兼て畝四拾石あり此畝と
壹町三反拾歩の坪数坪より除ハ壹斗の畝壹斗と出ると當合あり
世間立の取法よりハ壹斗の當合よりして壹町三反拾歩の取米ハ拾石六
斗と一々五よりして拾四石六斗あるより四石六斗取箇強きあり

一畝摺のてん実入の善悪より一畝壹斗と摺立て米四合位より六七合位
ゆへにあらざるものゆへ往古より平均五合摺の勘定と以て通法と成然るも
高崎城附の村々七合三斗摺あり此突端ハ中古安藤對馬守領知の節
よりて往古より遺法より年貢ハ畝納めよりして壹俵五斗入と極め又
掛け計りより村の縁ハ畝粒の兼らざるより計りより其外ハ畝もらうて五

斗入と唱へ金とどり実ハ六斗入の由あり此より折と城内蔵庭口より於
て之と摺立レ外農業繁盛の時々々人夫差出方ハ百姓難儀より付米納り
相願て摺立と試みしハ畝壹斗より付米七合三斗より成り故に此時より
七合三斗摺の勘定より米納致さるべき昔と命せざるも百姓は海心の上
募り肥しの下直りと田畑の修理行届き稻作実入りより七合余より摺
立ちをくれども後世ハ風俗奢侈より移り農業も自より怠惰し手入等も
自然粗畧に成り殊更今年ハ肥養悉く高價より古への十倍に成り田畑
の養ひも自と手薄く土地の位も劣り実入も少しく六合摺より成難し
然れども令更古法を改べたも亦どく世に引付通と相用の右等の
事高崎領のよりハ限らば出羽嗣はより式斗の延米より是ハ六合摺の

古法より料所成て引付と改め難く今も本米壹石と貳斗充の出目
米と納るてぬる是等の類余國にも尚らるべし

但し俵直し早美一々五の美法ハ取米は四と掛叔より其叔と一
々五と割るに四六の延米加りたる米四斗貳升入の俵数直し
成る由り前より右の法より高崎領の検見用元米一々五
と云法と掛へるる米四斗貳升と七合三勺摺の法七三と除バ叔
五斗七升五合三勺四才と成る之と叔壹俵と五斗入を積り又五と
除バ叔壹俵壹分五厘。六八と成る然ども右叔と一々五と除バ
叔の俵数あると直し四斗貳升入の米の俵数を用ゆる本式の美
法ハ八斗たより五斗の叔と七合三勺摺よりハ米三斗六升五合
とよりたより九斗入壹俵と米四斗貳升入壹俵直し用ゆると

旁々美法に當らば然ども元米叔五斗入と云ても込叔掛計り等
て壹俵ハ凡六斗程の入りたるゆえに叔壹俵と摺立をハ米四斗貳升
余りたるより又本米壹石は延米四斗六升と當り叔五斗と割出
しる壹俵壹分五厘。六八と直し四斗貳升入の米壹俵壹分五厘は相
用ひ徳用の勘定に付六八の不尽ハ捨て一々五の法と云早美始りし
と見の勿論五斗入の叔より俵は成て四斗貳升入の米の俵直し用
ゆる儼ハ本美法よりとあるれば本米壹石は延米四斗六升と掛て
出する石数と四斗貳升入の俵直しする本美と一々五の割出同数
と出て不足数ゆきの差ひたる迄のより付一々五と云法と云ると
見ゆる

一木綿検見事

附木綿 本朝へ渡りし濫觴の事

木綿始りて 本朝へ渡来せしは第五十一代

桓武天皇の御宇延暦年中崑崙人三河國より木綿種と持渡りて植さしむる

と云ふ類聚國史に見えり然るも此種中古久く絶て我 國より木綿が

うりし處豊臣時代文祿年中漢土より木綿種九州へ舶来し其後國中一

圓よ之と作りたる案に依りて往古崑崙國より渡りし木綿は今の綿とい異

種よりしく奥編織品と織る南蛮諸國よりなる大木より成て幾年も経ると云

木の綿成べし近世享保年中大木より成る木綿種又趾國より紅毛人持渡

しと徳川氏より國々へ命じ傳付るといへども交趾國を至て暖國ゆへ

我 國の氣候よ合ふ諸國より生ざりし由適々紀州熊野浦勢州南濱

駿州九州の内より少く生ざりて冬より至ると寒氣より負け残り枯り

往古崑崙國より渡りしは此種より有るがや今の草綿といへるるべし

一本綿検見ハ五畿内中國より限り余國より多たなり一休畑作の儀も古

への検見ゆりし処享保十八五年畑作検見停止成り永免の命せり

五畿内中國木綿計りの畑検見を命ぜりて勿論田畑物と仕付る

ハ勝手作ゆへ稻の上毛並に付る定法なれども木綿計りの田より作りて

も畑綿同然に検見を受る尤も國々も畑より田より綿作のやりし雖

も五畿内中國の外に綿検見あり余國の綿作ハ外畑作同様あり

一七月頃より綿の吹く家中に検見成難く九月末十月頃を過ぎ吹き仕廻

する跡に検見も多くなり綿の見様ハ秋の土用前後より青葉なる綿を

宜しく木を枯て少し青きの中の上より又木大きき善く枯壳枝多きハ

極上より小くとも枯るる壳多く付るハ宜し青葉賑しく見ゆる處

若返り青桃計りし一向実あり皆无同然り又売ハ沢山ノ村宜く
 見えても腐り多死処あり腐りたる売ニ方へ閉ける処裏の方へ反
 り或ハ欠落り総休小く見ゆらあり綿の実の宜き売ニ方より為り
 と堅く見ゆらあり綿の字青き内ハその形ち桃に似たり依て綿の実と
 桃と云ひ熟く後三よ裂て綿を吹くあり兩年ハ綿腐り不出果あり
 又早魁くても桃あり依て田畑より折く水と掛け早年ハ六七
 日程ノ用水と引入を替く湛へ置て水と切落ると又兩年ハ用水と掛る
 及ぶ又田ハ綿を作るハ稲作と綿作と隔年ハ仕付るあり年々綿
 計り作りてハ宜しむらび又綿作ハ稲作の一倍肥りと入水と湛へ
 地と浮るもハ翌年の稲作ハ至て宜く出来るものなり
 一往古綿検見の仕法ハ目計りて勘定と為し取箇と極る処中古よ

水綿と救の合毛は積り救の勘定を以て取箇付と云ふ九月の末頃
 成り綿を吹仕廻り売木に附て居る処へ坪竿と入る尤も畑の畦と前
 畔と隅違ひハ畦ハ常様に入らるる大緊三畦余入るも水綿五六
 拾本より一本ハ桃四箇五箇より十四五廿もの年の豊凶は依て殊
 の外多少あり壹坪ハ桃三百ものまば豊作あり竿ハ田の検見同様古
 新検の村より差つあり竿と入綿の木と挽き吹売青桃より残らば取
 三段ハ撰分け桃と笑へるあり吹売と手ハ握り積るハ腐り青桃の
 腐りハ勘定に入らば尤難の桃と何十と勘定し歩新帳ハ桃炭箇腐
 炭箇青炭箇木炭十本と記と坪新見立のてハ右の趣と以て見立ると雖
 ども綿検見と度々仕馴る巧者ありてハ稻と違ひ善悪と見分難く大
 近込ものより能く心付べし只口傳へ書物上計りてハ決て分り難

く度々検見と為りて目馴らぬが知難し借吹の儀桃壹箇果も上り
 を六分五六厘より七分位中上ハ六分位中ハ五分下ハ四分位吹あり
 尤も年の豊凶よりややく大吹目の違ひあり綿実を去る線綿よりねが
 凡桃一箇の正果三分積むバ大なる違ひあるし検見粉積るの勘定の
 豊凶は物々しく大和國ハ桃一箇五分吹山城救津和泉河内并中
 國筋の綿場ハ四分吹共目方ありの勘定致して當り合と仕出せ尤
 も極上出来の綿ハ桃一箇の実の綿と左右へ引延せば長六寸程より
 引延る之を六寸吹と云むも箇様ある綿ハ稀あり夫より五寸吹四寸吹
 二寸吹と段々出来方の善悪よりややく延も違ひ善く出来たるハ実の
 数少く小くして綿ハ多し出来悪きハ実大く数多きゆえ引延せば綿ち
 ぎれくよ成りて延るものなり

一田々木綿を作る時を残くまで一疋ハ武筋充時より温熱るとなる虫
 と生ざるゆへは五六日目は一度充水と掛て温熱と冷まへし又田畑と
 も木綿の大縣三坪より十疋より一坪三疋余充木数の大体壹坪は六拾
 本程一疋或通り充つて凡拾七八本充一本付桃数平均一箇半とし
 て壹坪は付て百五十より百六七十疋中の出来とし極上くの出来
 に至てハ木壹本付桃十五六より壹坪は付てハ五六百より八九百
 ほどありといへども箇様ある出来ハ稀あるとゆへは此他下生ハ土玉
 とて雨水とて土と敲き掛て用立バ又末生木の上のハ青玉は成るゆへ
 綿とも吹りぬ故よ之ハ石等と除き上極計りの勘定あり

一木綿検見の前取箇の附方ハ大坂代官は年番相立平野目と云て或百廿
 外と壹斤とて其年の相場と壹斤の代銀何外何分米相場何程と相

極め年番の代官より觸出し綿直段と米直段と割合壹斤の綿米何程と
積り夫の四と練りく叔直綿の吹目大和の五分其外八四分として
桃壹箇叔何勺と當り合と仕出し土玉青腐りと去り正桃教と勘定して
上壹坪と叔何合何勺と積りあり勿論田畑も定免の村の根取免五
と定りたりと検見取ハ五箇年十箇年平均并前年の取米と以て當合
と仕出し置綿の豊凶は随ひ當合より多少あるに付坪割の上桃の美
へ掛方と勘辨なり夜令が土玉青腐りを多くしと出米方より格別取箇下
るべきと見へるが右三品の内より少し宜きと正桃の内へ美へ入る
又青桃の腐り少く正桃多過ぎ過ぎ取箇より引合する趣あるが正桃
の内の不出米の方と腐り内へ入る坪割の勘定宜しきと取り取計
と勘事あり然し何れも年と出米方の豊凶は由て吹方の多少もなる

とあれが當合より合ざるより無き物と取べきものなり又有る物と除
く筋の尚以てあれより多きものも少く勘辨を以て取捨し上下の損益
く取箇の附方正道より行届くやう取計を多れて肝要あり
一右の積りとして坪割合毛と仕出し其年の豊凶は随ひ取箇増減あり取
箇附方大意左の通り

- 根取毛附免五箇四分六厘壹毛 但木壹本平均
- 此當り合壹外壹合六勺五才 但桃四箇或分
- 一上々田壹反歩 木綿作

- 此分米壹石六斗 但石壹
- 此木教或方七百本 但壹坪六十
- 此綿目拾或置四百或拾反 但桃壹箇正米三分綿実除き
- 此斤目五拾六斤四分五厘四毛 但壹坪綿目四拾壹反四分
- 但平野目壹斤 但或百廿反

此銀五拾六匁四分五厘四毛

但壹匁代銀平均

内廿匁 肥代引

但拾匁五分代

是ハ綿作ハ箱と違ハ多分の肥養入ると
ハ付定去リて肥代と引くと成リ

残銀三拾六匁四分五厘四毛

此取米九斗壹升壹合三勺五才

但壹石ハ銀
四拾匁替

此取壹石八斗貳升貳合七勺

但五合摺
の積り

但壹坪ハ村當リ合取六合七勺五才

大法石の通りハ仕出し根取當合と差引と取五合五勺七才五不足丈ハ
綿不作ハ村根取ハ引合リ故ハ此不足分ハ引方ハ立テ残高ハ定厘と
掛と取箇と仕出さぬハ此引方の立様ハ前ハ記ハ引檢見同然多ク右
の通りハ木綿出来方ハ取箇の仕出しハ左の通り

一高壹石六斗

木綿作

此上々田反別壹反歩

但石盛十六
根取免五箇四分六厘壹毛

内

高八斗九升七合

當何年木綿出来劣リ檢見引

此反別五畝拾七歩

此減米四斗八升六合四勺

但七升根取米八斗

残高七斗九合三勺

毛附

此反別四畝拾三歩

此取米三斗八升七合四勺

但毛附免五箇四分六厘
青毛反取米八斗七升三合八勺

前書の通り取箇の仕出しと致まると多ク然るハ木綿ハ如何ヤと惡ク
木ハ虫ハ入らぬハ概六箇七箇又極の不出米ハハ貳箇三箇位

ハ生るるもの多し然る処前より前条のごとく桃数と少く仕出をとり取
 箇の勘辨より盛出し合毛の釣合と前より勘辨して年の豊凶は應じ
 概の敷と増減するものと見えたり又正果綿計り壹斤壹匁と六代銀も余り
 安し是亦右の意果と関り勿論木綿ハ稻作と違ひ養ひも多し入り其上
 手間も掛り入夫も多し入るるゆへ上と田の稻作場の取箇は准ざるの
 見當り多し木綿壹匁は何斤吹まざるの勘定の壹坪は付凡木数六拾
 本桃数と吹まざる幾箇と極め其内土玉青腐り引く正果桃数の割合
 る前より極りゆるの処大昔左の通りあるは是亦正桃の敷格別
 減じゆる割と入るる右の通りゆへ木綿作ハ先難し取らざる稻作より
 格外は作徳多しもの多し併し肥養も稻作と違ひ過分は入る隨分省畧
 しくても壹匁は金壹兩以上を掛り其上若し風雨水旱虫の災は遭ハ元入

多きとも損失も又甚多し夫れ古人の勘弁と見へたり

木綿壹坪當り合附左の通り

一綿拾斤吹 但壹坪木数凡六十本 壹坪桃廿五

此當り合附壹坪は付壹匁壹匁

木綿拾斤吹ハ正桃廿五と積る定法と當合の仕出方ハ壹匁ハ綿
 拾斤吹壹坪ハ桃廿五三百坪ハ七千五百桃壹箇の綿ハ正果三分吹
 綿目貳匁貳百五拾目平野目拾斤貳合三匁あり壹斤代銀壹匁あり
 て拾匁貳分三厘其内三匁五分の肥代と引残り六匁七分三厘米壹
 石代銀四拾匁替りて此米壹匁六升八合三匁五合摺りて概三斗
 三升六合六匁壹匁三百坪を割壹合壹匁余り當り付拾斤吹の
 當合と壹合壹匁と立て何斤吹とて此割合と以て仕出をとり

一同廿斤吹 但木教右同断 壹本_二付壹箇半 壹坪桃五十

此叔貳合貳勺

但綿十斤_二付叔壹合壹勺宛上_一積り

一同三十斤吹 但右同断 壹本_二付貳箇貳分半 全七十五

此叔三合三勺

一同五十斤吹 但右同断 壹本_二付貳箇半 全百廿五

此叔五合五勺

一同六十斤吹 但右同断 壹本_二付貳箇八分 全百五十

此叔六合六勺

一同八十斤吹 但右同断 壹本_二付三箇三分三厘 全貳百

此叔八合八勺

一同百斤吹 但右同断 壹本_二付四箇壹分六厘 全貳百五十

此叔壹升壹合

右の勘定と見當と_一叔積り取箇と仕出を_二り村方_一見と_二及別一筆限り_一稻の内見帳の様_二認め壹及何十斤吹と積り_一筆限り_二何斤吹と記し_一寄立何十何百斤と書出を_二夫と此方_一と_二右の當り_一を以て_二叔の石数_一積り立て何十何百斤_二此内見_一叔何程と_二叔直し坪割_一の上_二新出_一叔を掛け取箇の勘定と_二り_一尤も取箇の附方の_二稻検見_一同様あり_二私領_一り_二其年の綿直段米相場_一大坂年番代官へ_二問合_一せ_二検見勘定_一を致

を_二と_一らり

一 蠟検見之事

是_二の奥州_一方_二分_一五國 會津郡_二代_一附_二岩_一より_二と_一と_二漆_一の実と_二検見_一の_二と_一蠟

一五公五民之事

蠟實蠟穗山蠟里蠟步蠟多品なる由より検見の仕方其年の実余
 と見立木数等と積りて其年其年其年の出来米と地頭へ半分百姓作徳半
 分と取と去取と五合摺の積りて付有取と四除ハ則ち取箇迂り成る
 仮令ハ取拾石なり五合摺より米五石半分或石五斗ハ地主作徳よ
 成る社古ハ四公六民と四分ハ年貢ハ納め六分作徳成り元米租
 税の儀々漢土の聖代々去及今李唐の代に至りて租税軽く本
 朝より上古ハ稻の束数と以て納め納り廿分一より及ハざる貢税ハ
 保元平治の兵乱以後上古の法ハ廢絶し國守護庄園地頭を

置を其農分としてより諸國租税の法大に愛し上田々六分と地頭へ納め
 四分と百姓取る中田々四分と年貢六分と作徳下田々五分と地頭へ納
 め八分と百姓の作徳と平均して地頭四分百姓六分と取る又地頭へ
 取処の四分の内一分ハ 朝廷の貢物として國用を足すと書見
 たり其後諸國を裂して 朝廷の貢物も賤と納めざるやうに成り國
 々一様はち何れも大槩ハ似たりあるべし四公六民と去と此時
 代の詞を去ひ傳ふあるべし又豊臣時代天下一統に成ての法ハ地頭三
 分一百姓三分二と成り是ハ大抵四分六分より年貢少し弱し今の五
 公五民の法の何頃より始りしや何の書物にも未だ見當らば若くハ
 享保年中色取検見に成る以後始りたる儀と有り又天和貞享
 頃追く政事改まる由其比より五公五民の法発りたる其原始ハ詳

うあるはたのへいとも當時の天下一統料所私領とも五公五民の取箇の
定法は成るる併し上方筋高毛作の分の五分取るとも宜しけれどとも
東の土地宜しとて其上行毛作多く麦田ありて五分取るとも百姓
とも甚だ困窮と及ぶに付仮令五公五民とも檢見の節は四分取の心
得とて勘弁せらるべきことなり

一定免之事

一定免之事
定免を孟子の古き夏の代の貢法あり夏の代は洪水横流して耕作を
おた田地少し故に一夫は五十畝と與えを別は公田もあく其内より五
畝の入りと十分の一と税しとて
漢土の五十畝は今我朝の一反三百歩の反別は當は凡そ六反歩程あり
夏の末世に至り貢法を用ひて數歳の耕作豊凶と平均し稅法を定め
豊凶は拘るべからず 本朝の定免のどく取しゆえ豊年より民もよけ

をどの凶年より難儀と及ぶ公然し元來田地少ゆへに配當り少く取れ
強し般の代に至ては漸く田地も廣く成り人負り多く成し依て始て
井田の制法を定め夏の代の貢法に廢り大に租税も緩やうに成り一夫
は七十畝充と八夫は與へ中七十畝と公田とし八家各々力を合せて耕
作を其内十四畝は八夫の廬舎に引き残り五十六畝は實の公田よりとて
此分の作物を公納を之と般の助法と云周代に至ては弥田圃多く成り
一夫は百畝充と與へ九百畝と一井とし周の國內は百分に分け王城より
近き郷遂十六分の中國として貢法を用ひ一夫は百畝と與へて其年の
豊凶を檢見して百畝の内より十畝を稅せしむ是は土地の宜し運送り
近きゆへに年貢の重くれば百畝の内より公田を別は定免を然らば
夏の代の租税を定免として出しとるより輕し又王城遠き都鄙八十四

分の助法を用ひ九百畝の内百畝と公田とし其内八夫の廬舎廿畝と引
き残り八十畝全く公田より併あつて公私田とも八家一齊に耕作し
豊凶とも甲乙あく分配するゆへ天下に困窮飢寒の者おし之を周の徹
法と云乃ち助法あり徹の字義通也均也八家互にまか合して耕作する
ゆへ通あり秋小至まで八百八十畝と甲乙あく分るゆへ均あり井田法
の大意ハ斯のごとくあれども其道高遠よく當時不用のころれば悉く
述るゝ及ぶる方今 本朝の定免ハ夏の代の貢法に基づきて始りたる
とて見ゆるゆへ其大畧と記せり

一定免の儀ハ享保年中代官評議の上三分以上の損毛ハ破免し三分以下
を百姓内損り破免し相成りて定免通り納る定法は極々川欠山
崩を掘等の損地ゆると凡ハ小前持高十分の一以下の荒地ハ定免年

季内を百姓内損りて切替の節ゆへ起返さるるをハ切替の砌及別等と爲
と改め引り立る又十分一以上の荒地ハ年季内より訴へ出次第相
改て之と引く畑方を武毛ハ三毛り收納りたるゆへ検見の的當り
あく其上田方よりハ作徳多きまゆへ何程の損毛よりとも畑方引り
相成らば永定免り相極る尤も五畿内中國筋の本綿作計りの検見の積
り享保十八年取極り其以前より定免ハ何れも諸事相極
りたるハ享保以来あり右の通り畑方引り立ざる定法これども若し皆
畑村夏秋皆損等より年貢ハ勿論夫食らるる体あねば引方の立とも何
り皆畑村にあくとも夏秋諸作とも皆損にあねば代官の取計いと以て
引方より成り又畑年貢永年賦等より成りたる例ゆかりしとあり
一 検見取村とは於て新規に定免を願出するもたの克く吟味を遂べし大

百姓田地多分持するものと定免と好むゆへ村役人百姓代等願出る共
 小百姓の方と為し乱れ定免は成難き村と勘弁あり定免は申付
 せバ田地少く持する百姓の甚だ痛むものなり其誤ハ村中平準一々三
 分以上の損毛は當らざれば百姓内損と成り破免も成りて田地少
 き小百姓損毛多くても一紗の損毛はつらざれば破免あり其者内損所
 うとて外百姓助力せし壹人の難儀と成て大に痛むものなり又田地と
 多く持するもの一箇所損毛一々外の場所ハ豊作ものなりと見え大
 百姓のさして難儀ありあざれば小百姓并に鰥寡孤獨の類を救ふハ檢見
 取らざれば成りて由あり

一不巧者の輩の檢見ハ其年の立毛を見て取箇と成丈け進め夫と忠義手
 柄のやうにい得ぬハ大なる弊事も上下の損益は能く心を用ひ諸事

勘弁と付け委しく絶えず定免の取米を極むハ先づ五箇年拾箇
 年廿箇年前年の取米と夫と平均し免合と見右の平均は成る丈免合の
 劣らざる様は取締るべし去るもの五箇年の内は格別の豊年等ありて
 前後は高免あり近年の追々出来り劣り右の高免と打込する平均
 は引合せぬ五箇年免合格別下るもの致方なし併し五箇年拾箇年
 前年より劣るやうにとて迎へ新規の定免の清く勘弁ありて
 り年季の先づ試みる三箇年季程は極む方然るをなればも休まよりて
 と五箇年より究むし寂初より長年季の極むとて切替の節五箇年
 より七箇年より致さし村方よりハ長年季を願ふもの七箇年より長
 くハ致さるやうに尤も拾箇年季位ハ致さるもの勿論無年季永定
 免ハ一統成るもの由あり且又切替の節ハ先づ定免并右の平均は

少くも相増を様々吟味せし併し定免中何ぞ子細ありて先づ定免通
りてを村方難儀及公筋あり先づ一兩年検見取り致し試み其上
と定免は極べし是とてり模様より先づ定免より引下て定免よか
とてり其時より其節の様子と吟味し其次承りて地頭も始終
損失あり村方も痛がるやう克々相考して取極べし勿論新規切替りも
請書と申付定免通り此度止納致し三分以下の損毛を破免願ひ荒
地の儀を百姓持高十分の一に當らざる分は年季内りて引方と立べ
る趣と小前連印村役人奥印の請書證文と出させたまはり
地方の聖と称せしとてり此六郎左衛門小宮山本之進等常々語ら
し
とてり

一荒地并起返之事

荒地の儀は右に示せし定免村並小前持高十分の一以下の荒地
を年季内り引立てて百姓内損あり切替の節は起返さるは其節
相改めて引立立べし又十分一以上の荒地は訴出次第相改め年季内
りて引立立る検見元村々十分の一内外は拘りて検見序に交別
と改め其年より引立成る荒地は由と訴へ出さば小前帳と差出させ
場所を建札と致させ帳面より引合せて改むべし右の改方々水帳り名前
帳より突合せ一筆限小前帳字上下の位と附け持主の名前より印形と致
させべし尤も一筆残らば荒地よりあらば夜令ハ壹反歩の内三畝四
畝分り欠り山崩き等なり成り村方より畝歩と改め小前帳の肩書より元反
別壹反歩の内三畝歩山崩きとてり押掘とてり相記し總寄より立上田何程
此方米何程此取米何程と田畑とも位限り夫より認めて差出させ小前

帳の通り其坪毎に木竹を札と書て立きを及別は竿と入まて相改め
 仮令ハ村方より三前歩と書出ししも前歩と改めて武前歩やが野帳
 又改め武前歩と書記ハ川欠等の向は境ある欠込の及別を改め分り
 難たハ残地は竿と入まて改る又荒地起返し残地とも及別と改る儀は
 其村の余歩知を以て改め難きハ村古来検地を受くる砌より切
 廣げ又と畔倒を等しく検地の併少しも形ちの變らざる田と試み武
 三枚竿と入まて相改め余歩の目様より荒地と改る節其通の余歩
 と附て及別の勘定といへば又村方の古検り新検りと相糺し古検
 の村あるハ六尺三寸竿新検ハ六尺壹分竿と用ひべきなり
 一起返場処の改方ハ右の通りより寂初荒地と改め引は相立たる節の小
 前帳と翌年より翌々年より起返ししものと其の小前帳は突合せ地

所と引合せて札をべし尤も起返しの際ハ其年より本免は致し難く
 作物の容字并は起返しの手間等より考へ地所より五箇の本免
 あるハ三箇より壹箇より免と下べし又荒地起返し等も成る場処
 も五分より七分より致し一兩年り立て地所の容字と再び改め其上は
 て本免は直をべし又荒地改めの節年季起返し等と願出を吟味の上
 年季より申付る其と凡ハ泥沙入の厚薄を試みべし之を其地所と掘せ
 て寸尺と當て沙石の取除場遠近入夫手間等より考へ合せ場処は應じ
 て三年と五と五年とを替下と免をすなり
 一右改方の本法あれども荒地起返しとも検地或ハ論処地改めあざむを
 違ひ當分の下より付右体巨細は地押同然と改めてハ検見序をこの改め
 る相成ざる由へ此改方よ於てハ悉く作畧あるより諸此時より方より

小前帳立札等紛した儀あり様々厳しく申付場処と引合せを見分致し
小前帳及別と地所の廣狭と見積りて夜令ガ三畝歩の荒地と小前帳と
ある処も見分して武卦歩とも見受てて村役人と押合改め何卦歩と
野帳と記を起返場も右同様武卦歩の起返しと書出し処りても三卦歩
も亦多しと見受てて是亦押合卦歩と極りたり然るも若し不埒
の仕方と致す村方も有りて利害関入を難儀及ぶ様も有りて夜令
手間取とも本法のどく竿と入る前記を通り致さばきとあり
一田畑取箇厘取反取之事

附免発う之事

關東方年貢の取方を田を米取畑の永取の定法より即ち反取あり夜令
が上田壹反歩又付取米七斗中田六斗下田五斗下田四斗ある大聚

此當りて村所より反取の高下有り畑の上畑壹反永或百五十文中
或百三十文下或百文ある凡廿文下り位り或百五十文の上畑の随
分土地も宜しき畑方あり野方りて土地の悪れた村方の上りて永八十
文百文位の所りり屋敷の大方上畑並の物るれども村方よりりて上
畑より一段高く上畑或百五十文あるが屋敷の或百七十八文位の所り
あり關東よりり私領方より前より畑米取の場処も稀ありあり奥州
方今五國白川郡代酌岩邊の關東立りて畑永取伊達守多石川田村共城
國信夫岩瀨共國岩郡邊の田畑米取りて半石半永りて取米の半分安石
代りて永納りし半分の米納るれど大國より付郡より色々の違ひあり
關東よりり私領より前より仕来りりて厘取の場処も有り厘取と云の高
は幾箇何分何厘何毛と免と高へ掛り取箇へ付ると厘取と云上方筋の

田畑とも総て米取りく厘取の定法あり仮令バ上田の石盛十五斗と壹
 反の高壹石五斗免五箇より取米七斗五升中田の石盛十三取米六斗
 五升下田の石盛十一取米五斗五升あつて凡そ石盛貳箇下り位のものを
 あり併し村より石盛取米とも悉く高下は是又私領の上方より反
 取の村々稀より併し永と云の料所の勿論私領より上方より決し
 ておたてたり又上方の厘取関東へ反取と分きてる發りハ往古貫高水
 高より石高成し時より始りしより石高と云の元來取高より百石取
 る年貢取百石と取り貳百石取と取貳百石と年貢高と真取納りて納る
 り付无造作ある処米納り成てより以後措せ取るもへ年の豊凶取納性
 により措の多少ありて取高の替らぬといへども措立てり取米の負數
 違ひあるよりりりり反取厘取と云と始りしより石高の取初納納めの

時分と厘付と云とふし然るは上方筋の元貫高より石高は移りしより引
 付厘取とある関東より永高より石高は成て反別と用ひ来るは付反
 高とある是も遺法あり今反取厘取と分るは由て関東へ反別と主とし
 小百姓あつてハ自分所持の高と云と反別計りと知りしるものゆかり
 又上方の高と第一と云るゆえ反別と云る百姓もあつてなり
 一厘付と免と云てハ元來壹反の石盛貳取べきりのうれは左様と取て
 る百姓の作徳少く立行がたは付定りたる石盛の當りよりゆかりて
 取と云意呆しと免と云仮令ハ十五の石盛五箇の厘より七斗五升取べ
 き処貳斗と免し五斗五升取よつてハ付免と云故に當り通り七斗五
 升取よバ免と云よ及ぶ厘取れども當時より右の差別あり厘取り
 免より同様と唱へ来りて厘付と云へ幾箇何分何厘と厘取り致す

なれば法るれども大高の村方ある厘限として取米の多少過分は遠ひ郡
限國限の寄付としてハ多分の過不足あるゆえ何毛遣と付る毛より
未ら五と出まハ一毛よりハ反令ハ壹毛五才と出るとハ貳毛内と
記し又壹毛四才と出るとハ捨壹毛余と記し之ハ四捨五入と云
て不尽ハ石附毛より未ハ高百石は取米合の當り成り五入と成して
高百石は米五合増し四捨より四合捨うりつと成り之ハ總のよゆえ
毛限として余内と記してとる

一 根取反取之事

根取と云々元々直村高のてより石高の始めハ此名目ハし叔納
止み米納し成て叔高ハ石高は變じ村高とあり取箇ハ叔と摺立て米納
はまるとゆえ叔の善悪は随ひ米の多少あり夫より厘附も始り取箇の目

當りせしより根取の名目始りしあり今の根取と云々ハ田畑とも檢地
石盛極りしと云々壹反は取米何程と極ると根取と云々反令ハ上田の石
盛十五之と五箇取くと取米七斗五升は極め申下下とも石盛貳斗劣
申より取米と定め置と根取と云々東も上中下と分け反取の極りの
とて畝引檢見の節と損毛ハ畝として引き根取米ハ動うさ位限り反當
りの根取米と掛りしと云々今色取し成て根取ハ不用のものをとり
と云々とも根取米ハ村に定りたりて上方ハ厘取と今ハ反當りの
根取も云々元々檢地しと云々先づ反別と極め石盛と付壹
反の取米何程と反取と取初ハ極め夫と高ハ割厘取もある依て厘取
の場処とて幾箇何分何厘何毛の免が即ち根取あり然る処右は云如
く享保以来色取檢見し成てより根取ハ入用なく潰と云々元來根

取のちれた村をちれた苦あるより一向居村の根取と云ふは村役人ども多
し定免村として仮令ハ三箇五分の定免と極まれば則ち三箇五分が根取
免あり又根取と計り代と唱る外もなり又反取と云は檢見して取米の
多少は随ひ壹反の當りと反取と云ひ根取ハ上中下の位は應し古来よ
り極うなりて取米と根取と云反取ハ當坐の反當りと云ふことと誤り
違ひする處根取反取同じと心得居るハ誤りあり

一 虚厘実厘之事

上方を田畑とも米取とて取米と直と厘と云ふこと割るゆへ実厘あり関東
々田を米取と付実米あれども畑を永取ゆへ永壹貫文或石五斗代の米
は直し田の取米へ加え免割はまざるゆへ虚厘あり總て其年の厘付は用
るる或石五斗代とて米は直に定法あれども中古と違ひ穀物の相場も

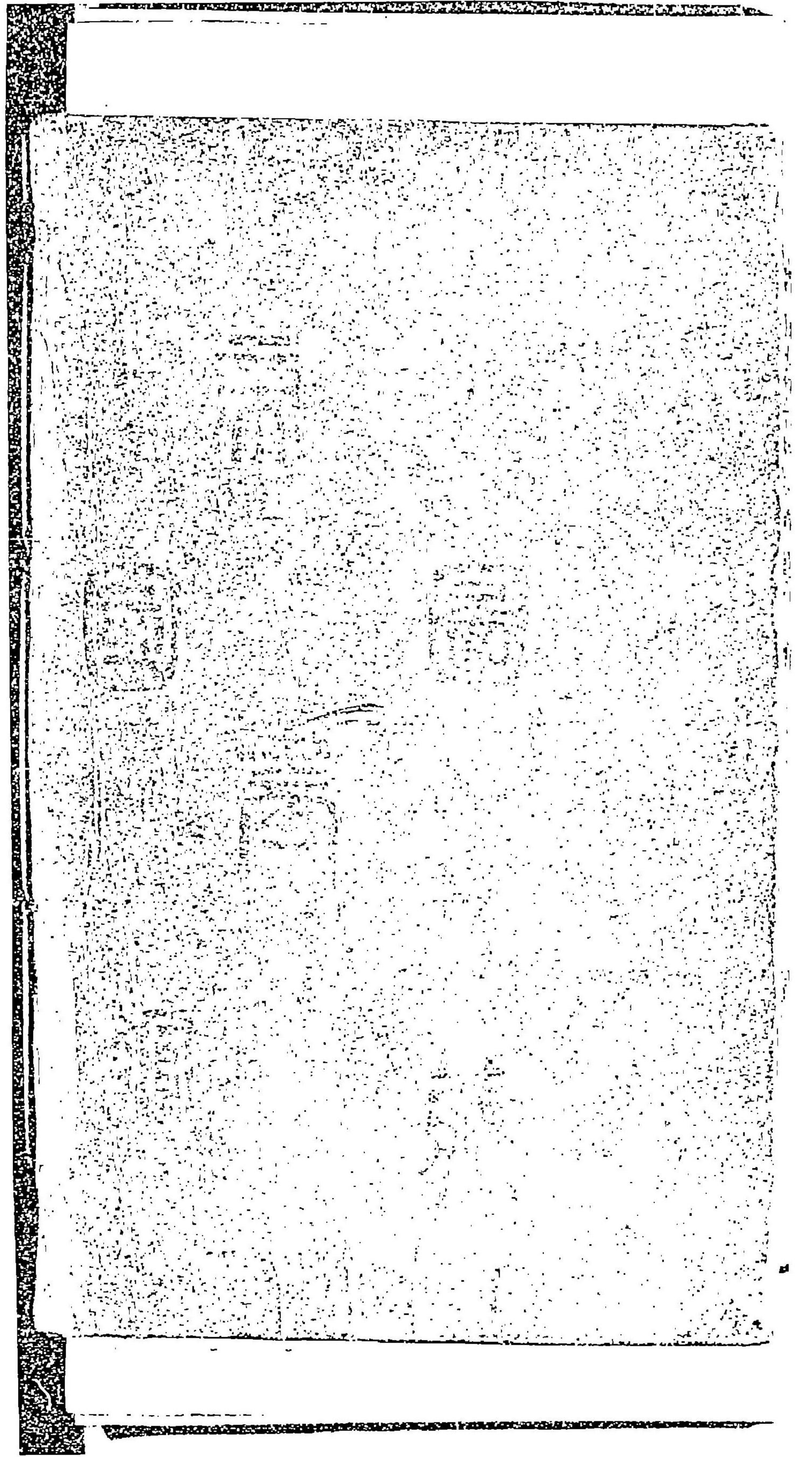
高し成り何れも豊年といへども金壹兩は或石五斗の直段にあたり
ゆへは知行渡し等の見合は致し取米五箇年十箇年平均は用るも代と
壹石或石五斗代は直とて出さぬ所の厘付は當時の相場は近き方より壹
石或石五斗代と実厘とし或石五斗代と虚厘とし然るは地方美法全書
より或石五斗代と実厘壹石或石五斗代と虚厘と云ふこと或石五斗代
を其年の厘は用ゆるゆへ実厘としするものなれども當時の相場は近
き方と実厘と云ふ可きべし既し知行渡の節見合はあり厘は壹石或
石五斗代の厘は用ゆるは實厘とて明らるる先文小宮山氏も當時の
相場は近き方と実厘と云ふべしと田園類説より書置事あり

182
20
173

改正補訂地方凡例錄卷之二十三

改正補訂地方凡例錄卷之二十三

182
合
173



地方凡例錄

三

322.15

0386z

(A)V

改正
相訂

地方凡例錄

三上

田

~~X87
20
72~~

東京圖書館				
〇	口	四	ノ	按書類門
冊	號	架	函	

和書門

八

322.15
0.386
(10)